

証券コード 3857
2022年6月22日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目16番1号
株式会社ラック
代表取締役社長 西 本 逸 郎

第15回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第15回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金につきましては普通株式1株につき13円と決定されました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は後記のとおりです。
- 第3号議案** 取締役9名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に高梨輝彦、西本逸郎、船引裕司、川下竜一郎、村井純、中谷昇、佐々木通博、村口和孝および土屋奈生の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に伊藤信博氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に大橋修氏が選任されました。

以 上

期末配当金のお支払について

1. 銀行振込をご指定いただいている方は、同封の「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認ください。
(株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込みにつきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください。)
2. 銀行振込をご指定されていない方は、2022年6月23日から2022年7月29日までの間に、同封の「期末配当金領収証」により、最寄のゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

定款一部変更の内容

(1) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

現行定款	定款変更案
<p>第1条～第12条 条文省略 (招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第12条 現行どおり (招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う変更

現行定款	定款変更案
<p>第14条 条文省略 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p> <p>第16条～第50条 条文省略</p>	<p>2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第50条 現行どおり</p> <p><u>(附則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。